



コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニャイ子ども基金（以下「当法人」という。）が、コンプライアンスに関する諸問題を適切に処理し、以て、当法人の事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令(行政上の通達・指針等を含む)、定款及びこの法人の内部規程を遵守し、また、そのための組織的な体制を整備することをいう。

(基本方針)

第3条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス管理機関)

第4条 当法人は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる機関を置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会（必要に応じて設置）

(コンプライアンス担当理事)

第5条 コンプライアンス担当理事は、定員を1名以上とし、当法人の理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンスに関する一切の事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施を行わなければならない。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策実施の責任者
- (2) コンプライアンス違反事例対応に関する統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は以下に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 当法人の理事全員
- (2) 当法人の監事全員
- (3) 外部有識者

2 コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス担当理事とする。

3 第1項に関わらず、コンプライアンス委員会が取り扱う議事の内容に利害関係を有する委員は、当該議事に関しては参加をすることができない。

4 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンスに関する施策の検討及び実施方法
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の確実な実施と公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

5 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会は当法人のコンプライアンスに関する事項について、委員の過半数の決議により、当法人の理事に対して勧告を行うことができる。

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 前項に関わらず、委員長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時委員会を招集することができる。

3 委員は、コンプライアンスに関する事項について勧告をすることが必要である考えるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。このとき、委員長が委員会の招集を行わないときは、委員長はその理由を委員会の招集を求めた委員に通知しなければならない。

(コンプライアンス違反行為の報告及び調査)

第8条 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。

2 コンプライアンス担当理事はコンプライアンス違反行為に関する事実関係を調査しなければならない。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス違反行為に対する対応策を講じなければならない。

(コンプライアンス教育)

第9条 当法人の役員は、役職員等に対してコンプライアンスに関する周知を行わなければならない。

2 役職員等は、コンプライアンスに関する事項について、自ら進んで情報を収集しなければならない。

(改廃手続き)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2023年3月24日から施行する。